落穗集

後篇

中

帝
775
117

曽 773 117

落穂集

一 近年諸國共度々洪水之事 附諸士財物之事

一 御先代より諸役人中御金拝借仕 倹約事

一 江戸町中并金銀之義有御法度之事

一 諸大名方為上賜年回之事

一 諸大名方留守居役之事

一 御御国情与門番之事

一 火之用事

一 細川越中守肥後國守之事

一 御成先御用意之事

一 東厳山御建立之事

一 [illegible]之事

一 板倉伊賀守殿代儀之事

一 上古法人[illegible]之事 附祭地之事

一 御城開基之事

一 八方正面御橋之事

一 御戸之地四郎和庵之地之事

一 御城御法事之事 附紅葉山之事

一 西之御丸之事

一 御城内遠山時代之家印之事

一 増上寺英俊[illegible]之事

一 御内内御[illegible]之事 附御[illegible]之事

落穂集

近年諸国共度々洪水之事 附 治水之事

一 同国近年の儀を聞合たるに毎年の様に洪水致し
候と申切田畑を荒し候年一年も無之哉と申ス
世間に稀なる事なれ共 昔日に無之事
年々に成候ハ洪水の仕方に成候 近
年の様に成候 何故と尋候ハ 仕方川深く成候故
と申候 余人 丈夫の仕方 申候 洪水
ら成 と云 ものハ 空しく 仕方 田畑を 荒下
候世の時代に洪水と申 家ハ 鎮まり 河 成
ル 公 申 有 て 洪水 人 ものの 者 ハ 海
事 有 成 洪水の 者 ハ

御治世の節、中ごろ伊勢の事ゆえ、
北の方、海ばたの郡の郡司、
又岡田の神社、清水御神
ゆえ、清水御
ゆえ、合戦
神社、
合戦、
九百人の
と記、
細と中ごろ、侍分上のこの数を

[illegible]田他国に成りの有り[illegible]農人よりの義を
以て[illegible]田畑にして[illegible]所れ地面所[illegible]場所と
[illegible]なる結田地[illegible]を作り[illegible]
年[illegible]有[illegible]郡山田畑[illegible]
中に有山畑は[illegible]郡田を一面の高地[illegible]
[illegible]山畑[illegible]
[illegible]川[illegible]
[illegible]村の人[illegible]
[illegible]田畑[illegible]山[illegible]
[illegible]山郡の[illegible]
[illegible]川[illegible]

[illegible]川深[illegible]
年[illegible]七拾七八年[illegible]
[illegible]場[illegible]
有[illegible]門[illegible]百姓の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]川中[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]川とのわたりを拡ひ近くこれ[illegible]中より
家居中男女の人数をそれぞれ書とめ[illegible]
[illegible]老人の居[illegible]
[illegible]
[illegible]年八十六歳より[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一同日　大猷院様御代ハ　権現様　台徳院様
御代ハ　御奉行様方ニ　御家人
[illegible]

御先代ニ被仰付候御書物本ハ御年
[illegible]

大猷院様御代ニ成候ニ付　長津和
[illegible]　御家人へ　[illegible]

牛也組ハ法士のものと[illegible]
[illegible]　御能ハ深き[illegible]　上意
[illegible]　御能ハ[illegible]
[illegible]　御清節上ハ[illegible]　上意ハ
[illegible]　御書の所ニ[illegible]
[illegible]　上意の所ニ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]ハ大[illegible]の[illegible]と[illegible]
上意ニ付御城より医師[illegible]
[illegible]登 塚[illegible]ハ[illegible]
少分 吸[illegible]所の[illegible]
[illegible]ニ[illegible]場所の[illegible]
御町[illegible]
一下[illegible]一[illegible]ハ唯一人[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]十人計[illegible]法後乃唯[illegible]人の浪人[illegible]
[illegible]
[illegible]

江戸町中茶屋数有之候事

一同日昔　御代[illegible]年江戸町中の茶屋の数御制限の高札を御立被遊候ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大獻流様式代式の面白
中実の所人とり人
波しとり法方よりの
所平法の実践例と
法行方法の意くれる
法法を意法流の
所人とし国志法
法法む作れとり
中あり法新とや
法人為業の仕業
とし天皇の飢饉
とし八年とし
なり米とし中

飢饉と云ふ天皇と称し奈良より御入なる中比
中頃の日本六年六十国と云ふ六年小の国を
国を行ふ国し何十行方の国六年六
いし三十分一の小数の与へ当様しし
と数人と年九望年と中より業飢
年三の当三四十月飢の必飢饉仕物中より志
れと方紀朝の三年と中義い吉今より小稀
分ものや弾定御当代のし天下法一
流の所時代と数人と天皇の飢饉と有
しし

仁義の法威を以法をひ至
しかりとなりしハ上の男名法と中なる聖
志三年中の中なりとし仁義国大

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

武ハ早快風快まさハ水出ハ四郎殿も
英雄ハ滅ぶの[illegible]と奉申ニ可仕ハ
御出ハ今ハ国を[illegible]ハ御代官
所中より出ハ　天文の御動ハ[illegible]
[illegible]ハ御法[illegible]
公義より[illegible]
[illegible]天文の御[illegible]年[illegible]
百民ハ[illegible]

諸大名方為上時[illegible]事

一岡田家の義ハ[illegible]

[illegible]十人ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]ハ締[illegible]
[illegible]

蒔田[illegible]ハ大方
[illegible]町人百姓[illegible]家[illegible]
[illegible]の筆ハ[illegible]
[illegible]ハ
[illegible]人ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]人[illegible]も軍の法用[illegible]
[illegible]人[illegible]常雅[illegible]
[illegible]の賣
[illegible]
[illegible]
[illegible]の
[illegible]
[illegible]
[illegible]

大きり切ゝ[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]の

[illegible]

一同日 今村法大夫方の家[illegible]
中して有之[illegible] 何の沙汰[illegible]

[illegible]

[illegible] 台徳院様御代[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]家老の御用見[illegible]有[illegible]
[illegible]有[illegible]や紙[illegible]を出せ国元の[illegible]を[illegible]
[illegible]武八御用書[illegible]書[illegible]の後の[illegible]の[illegible]
の[illegible]ハ[illegible]ふ中[illegible]
[illegible]ハ家中の[illegible]の中[illegible]
[illegible]有[illegible]初の[illegible]ハ
[illegible]小[illegible]の侍[illegible]の中[illegible]
[illegible]人を[illegible]
[illegible]有[illegible]御堀使[illegible]ハ[illegible]
[illegible]御堀使[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]

[illegible]御[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

拵の器物を以て今之音曲の元祖とせるの（源氏
に出でたる）方法を以て大和物語の方法を以て今
の琴の音曲を作り出せり柳の手本は出来たれども
源氏物語の方法と大和物語の方（方法）を
新に作り出せり故に柳の手本は新に作り出せ
ども今時の琴の音曲を作るの新方は御存じ
なしなり

一同日琴の義は清水谷家の御家風なる事
なれども其方は清水谷家の御家風なる事
なれども琴の音曲は琴の義なれども
琴の音曲は琴の義なれども
今日の義は琴の音曲は琴の義なれども

演説師同情を門者に事

一琴の義といさわるに事柄を論ずるを事とし代々演説
師情を以て人に備後国の内江間六次郎と申
者と頃知あるに出でたり五万石の勇士なる人
松平出雲守殿家令もの義を以て琴の方法
を以て今日は百年の昔と言
有るを表門の者人を
門の主的と申ふ及抑深おもを出でたる人
お新しものに有るを或的源氏物語を作る者
的小説大和物語及び八犬伝の如き房之
出門と云ふ事を大和物語源氏物語他行
如何義を以て琴を弾ずるものの

時例にて紋形うかがうもの、ことに後妻の打のつ
書の紙にかく、海の助は出家の足駄をはき人
と小人を人数に定む新町の日々立て紙面の年
大夫と帝国図書寮度数後に後撰を海道筋
紙束梅花の紋うつ書を紙に人数に定り
若梅色家の紋にかくこと、はい法士を人数に書と
て法式の法にて法式の法式にて定めて上下七前
各方の家にかくの初めて定めて上下七前
常とい常房衣にて寸色定き打方かくの島
よりのるくらや 若年の節より
汗衫中方 若年の衣幸社参の形方の家を
男人袴の紋い屋敷にも定房前にて打新町の

[illegible]紙[illegible]者[illegible]を[illegible]
者[illegible]草[illegible]
[illegible]
[illegible]

一岡田世[illegible]
[illegible]
[illegible]
若年の[illegible]
[illegible]
世[illegible]
元東[illegible]

[illegible]細[illegible]
[illegible]
[illegible]

り義と称せり 法度 仰出城ましハ
たることなれ義なるべく法制禁ましき仰出て上福
りハ主通の義なれ有ましき 黄門家の
厳たることなれ法制禁の義ハ 古德流様中代
義なりなれ法たることなり法ハ法
出る義なれ 御城内ハ法人たることなれ
法義法御法度ハ 仰出て世上初の義なれ
ハ 御城内なれ御書院の湯者所 古今奇集
たることなれ 古井上様法度 法老中
の命令なれ 何とぞ法度 何とぞ法度
なるべ法たることなれ上様法度
不可ふるつる法度なれ法模と立ハ中様と

中者生なれ世ハ者なれ法ハ何とも出者なれ法ハ
ものなれ世ハ世慈法なれ知南の
法ハ法なれ南面の神なれ法ハ法なれ
法ハ法なれ南面の神なれ法ハ法なれ
法ハ法なれ 神の用情申ましたることなれ
法ハ法なれ 法ハ法なれ上様法度の法なれ二ハ
ハ者なれ法ハ法者なれ法ハ法なれ法ハ
法なれ法ハ法なれ法ハ法なれ法ハ法なれ
法ハ

一国ゟ村方の義ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

無らしき次第なれ共、所詮（[illegible]）
法紀之方たと申義別段之儀ニ
御座候、天下の法無之ハ
[illegible]
[illegible]
入[illegible]の所詮[illegible]
此の　上方より[illegible]大坂及日本[illegible]府
上方[illegible]ハ今日[illegible]年[illegible]
国[illegible]の義ハ[illegible]一[illegible]成義[illegible]と先達[illegible]
[illegible]の方（[illegible]）
の事[illegible]
[illegible]　上方[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

いつく所城[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
上方[illegible]大坂及方（[illegible]）
[illegible]（[illegible]）
[illegible]
[illegible]
[illegible]

いつもの大数さへ作りうと今の家い
ほ色作用もあく作る七ツ作と　沖城ゝ作元て
ゝ作て元ハ肥後の国を作元し推量仕作り
作て八細川城中守ようり和ゝ元ゝ作ゝ沖
中の沖城作ゝ八ゝ元ゝ作ゝ　上沖一人の
ゝ作ゝ下百民の物ゝ一国作ゝ有ゝ家ハ
ゝ抗ゝ物の作ゝ作ゝ国ゝ家ゝ八中ゝ
ゝ作ゝ家ゝ作ゝ内ゝ作ゝ中へ
物ゝ作ゝ作ゝ家ゝ作ゝ　沖城ゝ作
作ゝ作ゝ作ゝ　右四人の作ゝ作ゝ人ハ芝れ
の辻ゝ作ゝ人八半也ゝ作ゝ細川城中ゝ肥後
の国ゝ作ゝ　作ゝ作ゝ作ゝ作ゝ書付ゝ作

国人ゝ方ゝ作ゝ作ゝ作ゝ作ゝ書付ゝ作
作ゝ作ゝ作ゝ　沖ゝ城ゝ作ゝ作ゝ作ゝ沖ゝ作ゝ
ゝ作ゝ作ゝ　沖城ゝ作ゝ作ゝ作ゝ
作ゝ作ゝ作ゝ作ゝ作ゝ作ゝ作

食物も段段沢山や唐物の美食おの四方ハ
ゆるしなく有義と成人たち数年ハ城中市廻
ばかり前方ばかり只大名の家ばかりの
事深方しなく新又幽斎おゆゑ茶湯の
茶入と内侍の侍方人ばかりなれば京都ばかり
見と使物ばかりなり今をかぎりなれば事たり
中ごろ数寄ものゆゑ事数年ばかり貴賤中ばかり
有なる上方へ物系いろいろ銀子ばかり
ばかり有なる物産入の家ハ天下の名物の
数ばかりハ内ばかり貴賤ハいろいろ高き所
代ばかり物ばかり物産入家ハ貴賤ハ
ばかりなれ南方の物産の家ハ城中ばかり

物の産入有なる物ばかり貴賤ばかり
なる名所の若ハ人物産の家ハ
貴ハ家ばかりハ中ばかり代物ばかり
貴賤ばかり代物ばかり
の家ばかり代物ばかり一流ばかり
の家ばかり物ばかり茶入貴賤ばかり人の
作ばかり金ばかり物ばかり茶ばかり
ばかり人たち人の金物ばかり成類の
法ばかり金ばかり高ばかり銀小金
者ばかり物ばかり高ばかり剣ばかり
ばかり人ばかり力ばかり仕業ばかり
代ばかり世ばかり物ばかり
国数ばかり人の仕方ばかり城中

と世号して是を今度紀伊の国ハ
湯川殿より初まりし物と人々申候
なり

御成先御月見停止之事

一同日以前の義ハ　五百様御成之節御座所の
義ハ御成先にて（ありうる也）家来共ハ何
分自分勝手の義ハ御月見過ぎ
不義御作法の有之候ハ御停止之
作法と云ハ何様の義と云事乃
義ハ家来共ハ　権現流様　伝徳流様　当御代
の義ハ不及申　大蔵流様御代始の頃ハ
通有之候ハ　御成先の御月見の義

御停止之儀　御当代之初神田橋御門の町屋の者ハ御城
御成の初神田橋御門の町屋の者ハ御城御成の初
を人ハ御通ハ　御成先ハ　御成先
の節御門の御作法ハ　御当代ハ　御代
当年の時ハ　御成の時
御成先ハ　御成の時
上意と仰渡ハ　吉時ハ
し御中ハ　吉時
の上意ハ　上意の通
御成先ハ　御成先
の通り御門ハ　御門
御中御作法　入会の後

御例に依て[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
建立して寺院おとも多附あり[illegible]
台德院様御他界の地　増上寺
[illegible]方御位牌[illegible]の時の[illegible]
[illegible]なり[illegible]
廟山中の流れとハ初代新[illegible]
年中　大猷院様御他界の地　御当殿[illegible]ハ
日光山に為入[illegible]御菩提所　御佛殿の
御建立　御牌諸大名衆の[illegible]　御成の
節御位牌[illegible]
[illegible]　御[illegible]
[illegible]

[illegible]
の寺院なり　天下安全の御祈願を執行仕
[illegible]　[illegible]
[illegible]
家御代々の御当牌と[illegible]
礼をつとめ[illegible]ハ御代[illegible]
[illegible]
[illegible]

行基菩薩行達之ゝ行てゝ其ゝ家と考へ
竟永なるの義ハ天下行あ令の行行樹行の根元
とも可申や

志のゝ乃池辯才天之事

一同日帰今上野志のゝ乃池中沼の義いゝ家より
ゝゝ　昔日大中沼の義ハ新田原ハ上野（ゝゝ山ノ）
辺者ゝ三渡天海沼伊勢ゝ原義ハ入堀
方ゝ武蔵国の方へ水谷及振ゝ義ハ第ゝ義伊
勢ゝ及ゝし八高山の義ハ数の沙蔵山ゝなゝゝへ
赤城山ゝ新ゝれゝ知ゝゝの池ゝゝ義ハ
食の義ゝ旨池と湖水ゝ知ゝゝて中沼と
つゝ竹生島と称ゝ無天皇と建之行ゝれゝ

てゝいゝゝ竹者れハ伊豆笠ひ寺と拡新
も新ひゝゝも池水ゝ新ゝ中ゝ深之
ゝ中ゝ中ゝハ云ゝ（諸人中有先を通ゝ
ら生中ゝ中ゝハ云ゝ）
伊勢ゝ及らしハ北ゝ何れ水底深さ
ゝゝ花小沼のてゝ行ゝゝつゝ之ゝハ新さ
中ゝ食令成演家門深の行寄法　邪行下
伊ゝ人夫と伊勢ゝ作考ゝ自宮ゝ行寄法
北深ゝ寄ゝ池中の沼寄法下行ゝ自十日
沼ゝ行ゝ自人ゝ其の弘ゝ新ゝ北沼の義南山
の中ゝ中ゝ四新高ゝ
西ゝ八人ゝゝの長新の義ハ何れ沼ゝ中ゝ
ゝ自ゝ下ゝ行ゝ地ゝ流ゝの山ゝ先の沼筋

[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

以後寛政七年　　權現様御代四郎左衛門、京都法
国代職ハ　御代官ヲ以ト伊賀ヲ及ヒ
南度ノ法律ノ節ハ新ニ御大節法ヲ以元和六年ヲ
十八年ヲ目ヲ以ト改ル勅諚ヲ以ト
為ル也　台德院様御代、代官ヲ以て別ヲ通ノ
上ヲ以ト申ス国法ヲ及ヒ
御ヲ以ト　ヲ以ト書ヲ以ハヲ通ヲ
御ヲ以ト　ヲ以ト　ヲ以ハ堺ノ下屋敷ノ御ヲ
張ヲ以ト　元和九年ヲ初ル　従四位下侍従ヲ任寛永
元年八十歳ヲ以て卒ヲ仕ヲ　訳文伊賀ヲ及
兄弟ノ也　申ス国法ヲ及ヒ　ヲ十六年ヲ目ヲ大切家
法国代ヲ以ト　寛永　勅ヲ以ト　従四位ヲ将
ヲ以て　ヲ以　御ヲ也ヲ　　ヲ国伊賀ヲ及ヒ

ヲ国法ヲ及ヒ何程の歌ヲ詠ル人も
ヲ也法国代ヲ以ト　ヲ表ノ御ヲ中ヲ
法律ヲ以ト　ヲ訳文ノ為ヲ
跡ヲ以ト　ヲ何ヲ　ヲ
歌ノ者ノ人ノ和ヲ中ヲ　ヲ
芳ヲ　ヲ何ヲ　ヲ
二ヲ　ヲ社会ノ先ヲ　ヲ
節ノ人也ノ中ヲ　ヲ
法ヲ　ヲ
ヲ　ヲ
中ノ法律ヲ仕ヲ　ヲ
有度ヲ仕ヲ　ヲ

[illegible]

有[illegible]の[illegible]人[illegible]

笑い　権現様御神[illegible]

[illegible]

人[illegible]

切[illegible]

世の人の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

上古法人衣服之事　附　富物之事

一同国御[illegible]

[illegible]

[illegible]

権現様御代の衣は[illegible]

大納言様御代[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

上下ともふかく成ぬるの時のうしや初冬十月の
小袖ハ作法あの中ハ中ハ中ハ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

中郷組を主しまうの所領（同所にいくつ）料紙

出羽守をもって検地のように一所物成をもって

一同国沖郡　沖城同基之命之事

武人イ

沖城　沖郷　沖郷之家八何の比いつ成人の地侍

とも聞きこゆる事　芸国宗義守の元

玄蕃人の物語りて形ちなる義有りこの砦前相州

鎌倉より南条殿と申して和田八上板して南条五郎

一方を八山内と申一方を八扇谷と申しや

右扇谷の家と家臣より左国備中守資清と申

なる者のふるき者　資長イ　資と申しるこの

入道して道灌弟と云ふ　京文武両道よりて

郷中

郷知地侍郷衆の人（有りて武州河越の城の郷を

守りしに強敵四国のため江戸城より一郷を江戸

領きて有りて所々に家ども郷地を見立ては

元去祥るの者を郷より永正二年に地侍中

とも郷しかるに武州足利氏の者よりて只今

沖城より郷へ所紙塔村の竹をきりを二三本郷

うちより者をしてを後立木のをめたを後出し地竹

の切りより内の村々の名を八何と申そと郷毛

百姓ともを八千代田新田村と申三村とそと

芸名れ八道灌ゆかく国の名八武蔵郡の名八世俗

今郷より江戸つきに二ヶ村の名い名吾妻の名

切り地地より郷を郷へ郷へ郷へ郷へ郷へ郷へ

[illegible]の考ヘに城より[illegible]
沖入出ハ[illegible]
八方正面沖橋之事
一同日當 沖城門より八方正面の沖橋有之[illegible]
[illegible]の沖矢倉の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]年[illegible]ハ年[illegible]かゝりて[illegible]ハ[illegible]方
將軍[illegible]御方の御[illegible]ハ天下の万民入[illegible]中
取[illegible]ハ[illegible]所[illegible]有[illegible]るものゝ[illegible]ハ[illegible]の用[illegible]
[illegible]し[illegible]有[illegible]川の運送自由[illegible]て[illegible]の物[illegible]
[illegible]ハ不[illegible]く[illegible]
慶長年中　　權現院様天下[illegible]
[illegible]御當地と[illegible]
[illegible]御當地の[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
御城御法度[illegible]　附紀葉山の事
一同日御當城の御法度[illegible]ハ紀葉山[illegible]
[illegible]　東照宮様[illegible]ハ

天正年中　御入國[illegible]
法度の[illegible]
[illegible]ハ天正十八年八月御入國
[illegible]
[illegible]
[illegible]

人屋敷等と打潰し御入国の方へ会はしやはりと
長崎表にて聞とりて甲州代官衆の手代と新し
の老人常々物語はなされ候事無疑
権現様小田原御参りの
御南城（御稲荷社）
御城内へ祐寺と社ハ
栃尾坂と云ふ　右南
と御勘弱ら社と武戸及
てもあるなり　此より小の方へ南りい御曲輪の内
るおき言之南社ハ
屋敷中なして武戸及御南
梅の木とあるまく梅也
御城内へ祐寺と社有之
御城内へ祐寺と社
御城内へ祐寺と社
武戸及御南
武戸及御南
武戸及御南

加藤中若の義何れも上杉家中家臣より出て中為
成侍大将と申す中ハ佐竹様の内に成ハ河内の
河守様御家臣なり　權現院様の御代城主
佐竹一門ハ御入国後百日と出
来ず　御年九の御年寄衆より御相談仕て古来
より此義ハ　御中九と二九の日ハ幅十日余り
有之中かゝ城郭も有之ども御屋敷也ら仕て此古
城の御曹司の命小の御九の内より有之山主の
社とハ郡奈山へ引移り仕候ら佐竹家中ども
相談仕て新に御建立仕る社天神の社の義ハ何の御
御代ども申伝ず佐竹家の御子より初り出ども
西門ハ御つ所の御城場より移出し者ども

大石社の社梅の木数百有之ども今ハ梅ハ
ト絶しとや云後　秀忠公若君様方御誕生ら社
りてハ郡奈山の山主へ御寄附ら社御城跡先
御城ども移ら社ら方法方簾和町方ども
郡奈山へ民部御法度御寄附仕候
秀忠様より社ハ上野より移ら社ども
以ども社ハ上野より移ら社有之ども
西門ハ御城場へ移出し　ども岡田太
郎殿ら出ども　天神の社の義ハ
の所ハ下町より出ども　義田新兵衛ハ御入国
西門町より出て平門御つの町
より出ども今の町の方へ
移ら出ども甲州海道へ
出て有之ども　太の西門

町の内に茅葺屋敷有之候ハ茅葺屋敷の内天神の社
を除き新しく茅葺屋敷の所に御寄附被成
町家の義も御用地に成候町屋へ引ケ別天神
の社を引移し遣申より成神に成仕社
地を除き茅葺屋敷に成候ハ平川町の
天神と中て金毘羅の大社に成り上地仰つけの
御文記に成りし末よりの茅葺屋敷に社有之
ハ 入間田右衛門様山王 秀忠様より御建立
社 作谷山王の社今祇ハ上野寺内に立之候
のハ此の社の子細に御座候 義内
新田原乃ハ 家光様の御初穂と仰せ代様と
中有る 豊河大納言忠長公の御初穂と ハ国松

君と中しかや御兄弟御同腹に中かつ御仕
男国松君の御年ハ殊外成 御墓様の御墓子
まて御発なれ者ハ御習かつ御編子之
て成りしかとも八幡仕上つるの永中
中にて御出様と称り申けり号数御中有之
御新屋の家も 御年九の内に御合く有之
御墓様の御仰より御新法之 西新宿
様の御仰より御公儀へ有之候 之内御
国様の御新屋へ家に有之候 之内御
御墓様より御新屋へ有之候 之内御
家に有之候 毎歳祝の御
の御方へハ右様の御建立有之

何も作法成うらよく出来しなれども
永井伊賀守殿一人ハ南蛮ようなるハいつくても
竹千代様の御側ゟ牛肉の御肴
ならぬ歌うたひしゆへ
御ゆるしなく御側ゟ長崎ゟ日向へ
若君様の御供ゟ作出ス者ハ
いつくゟ何の御用ゟ
ゟ竹千代様ゟ
信濃守殿ハ家ゟ
奇異の物ハ
沖嶋ゟ
ゟ家ゟ

ゟ不審ようなる御用ゟ
ゟ作法ゟ
ゟ竹千代様ゟ
ゟ時日
御供ゟ
竹千代様の
竹千代様の
ゟ沖嶋ゟ
ゟ作法ゟ
ゟ日向ゟ
ゟ長崎ゟ
ゟ作出ス
ゟ作法ゟ

[illegible]
日向及び[illegible]紙[illegible]
[illegible]及び[illegible]
百姓[illegible]
[illegible]
[illegible]

御座候ゆえ　御書様一の御封面表　将軍様
御本体　御脇付　若君様方　大御所様
御本体　御脇付　大御所様
御本体　御脇付　将軍様
御本体　御脇付　若君様方

[illegible]
様より御ゆ　大御所様の御義ハ以天下の御儀
[illegible]と御請申上[illegible]　東照宮様
御位御ゆ[illegible]　大海御西[illegible]御所様の御意
の内ゆ[illegible]　前将軍様西御丸ゆ[illegible]　入
御目障ゆ[illegible]　権現様の御ゆを小く
御建立[illegible]　御社ハ[illegible]
以[illegible]山の御文の[illegible]
[illegible]　台徳院様御地
安[illegible]十二月の御[illegible]
ら御使[illegible]海の義ハ　東照宮様[illegible]　御城[illegible]
御法[illegible]　御出[illegible]

有[illegible]山王の社を上野寺内へ御移[illegible]
御ゆ[illegible]の御宮と新ゆ御建立[illegible]　御社
解[illegible]
紀[illegible]
紀[illegible]山御文の義ハ[illegible]
入[illegible]
有[illegible]
御[illegible]
[illegible]
御文[illegible]
権現様[illegible]
御[illegible]

御文の義は江戸より相渡り候義と存候はゞ
新しきものとも諸人参詣のゝため御宮一社有之
候ゝ一山を日光山と称ふ及ひ年ひ
御行幸の義なども有之歟 後年記者此傍
より遠く遠之一段なり 作者不詳御伽草子
日光山の御史御遠之義なり相用 江戸
御文の義も内船及ひ本海と有日光山の
御宮御蒔絵始り前より 後年記者用の御宮も
御蒔絵始り日光山の御文出来之初年 四月
十五日御遷座の御祝式 諸大名方御献元祝
参詣始りまゝ中やう御高位と下ハ今祝記者
迄人参詣人たの百姓 漁猟大小の作の有之候事より

作者の左之通まてのの義ハ江戸御高位のよ
御遠御宮之高の義ハ 地方より地有之御神社
参詣御つ参詣より御初穂の内稿ハ 呉今以て御初有
之候ゝ御文付の 後年記者の義ハ御文付稿の
参詣御りの有之候て 江戸ハ不動堂之通ひ有之
なや 四月廿八日之江戸ハ 参の御殿なり
御出世の義御遠の西の方 権現様
より 後年記者用之義なり 作者不詳
よて 祖の外御宮と 御宮ハ上野の用之御遠
なり 御遠之 後年記者用之義なり
和乃ハ元和年中之 後年記者の義ハ小事なり

の建立して武州河越の城の堀を大道に為し流れを改めと
なりたる旨記れあるも書付有之ならんや之れハ数
年の日数を費し彼地より流れを改めたるよし聞き
及ひ申候　東照宮の御社を近年御造営
被為遊候ものゆえを以て右様なる記号者の大
破の日を見る人義有之哉　江戸城（元和年
或ハ武州寿喜多城）刑部卿様の
西所に義有之哉ハ御建立
之義に御作出被為成候ハ御普請出来
ハ之命のお南部様流し田畑有之ハ心易
き山門の西ハ南の方より長谷大深の
宮地に有りて不安と成候地有之

新堀の義ハ中世以来新堀と
称し南風烈く山門（吹付あり）ハ
り申候と始め諸者ふ所焼失仕候へ
権現様御入国ハ焼失仕候
ハ古の名
ハ不詳ハ
ハ不社風と
西と記号者ハ
記号者ハ仕
ハ御建立ハ
ハ御建立ハ
ハ新堀
ハ
ハ
ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

西方御殿之事

一同所今西方御殿と申し候いつれの時分之
なりと　　昔新宮殿
西の御殿の所は地山にて而
地樹はしかと無之院中
而已にて土地董中常金佛堂
医師よ　　権現様御殿
外面御殿之地
之所は御新城と申
此之所は紅葉山の下
御殿にて有之
第山と法人の慰而
御殿振而し而
利已後之下御人編成
御新城の家と御
之面之御殿
山王社人
出現御殿東山
権現の社と
神宮八日吉大
大夫の部
山王の宮地
西の御殿の
御殿振而し而
利已後之下御人編成
御新城の家と御
之面之御殿
山王社人
出現御殿東山
権現の社と
神宮八日吉大
大夫の部
山王の宮地
西の御殿の

沖入國ニ於テ毒殺仕候ハヽ為下手の様ニハ為相の義ニ
付之儀ハ相成申ス　　　

[illegible]

[illegible]

[illegible]

より三の御丸西門に三の石垣かき上たるの板地
梅ヶ枝有て大手ハ竹林生茂り四方ヶ新斗ヶ海ヶ
出入信濃ヶ原ヶ つ有て三間ヶ巾ヶ 遠山郡中の伝
指図ヶ所ヶ 家老ヶ 有て 家来ヶ 有て 家の数ハ
あまた有て 二三ヶ所有て 御城の御用
続ても 御仕事ヶ 有て 御入国の御祝ヶ
御用ヶ 有て 大手ヶ の数ハ 多くヶ 御の方へ
門ヶ 有 御前ヶ 金子ヶ 有て 大手ヶ 内ヶ 御和ハ
ヶ 御曲輪ヶ 成 御大手ヶ 内ヶ 御用ヶ の作ヶ 遠
ヶ 御用ヶ 御郡中方 諸ヶ 入 の 指図 数ハ 有て ハ
大御院様 御代ヶ の数ヶ 大ヶ の御指の如
めて 拾ヶ 年の 月ヶ 有 清水ヶ 御郡中方

何も 御命ヶ 指の 如 毛毬 房 御ヶ 有 数ハ
けの 数ヶ 大酒盛 ヶ 御平丸 御例 数を
上 有て 何も 指の 月ヶ 有 遠 上 御
御 御 御 の 上 有 遠
時の 御 ヶ 形 ハ 有 伝
有 ヶ

御城内遠山的代の家作之事

一 岡口 御入口の 長御城内 立 遠山的代の家
数の 数ハ 有 御 御 遠山的代の家
有 ヶ 数 ヶ 御 御 御 新 以 作
御 ヶ 数 ヶ 御 ヶ 大井 大 数 数 数 ヶ
御 ヶ 御 ヶ 大野 部 石 御 御 ヶ 形 ヶ
御 御 御 御 御入口 ヶ 数 遠山 御 御 数

の義ハ市及二三ノ郡部ノ有ラン家格ヲ定メテ
郡ノ一有ラン場合ハ作城内家格ノ作用ノ次
中義トシテハ作城内ノ作様内ノ家ノ作
ウ始キトシテハ一ヲ示モ差ク考ク日光ニ甲別
ニ考ク取扱ノ作ハ作業ハ如ク始キテ
条件ハ有ラン場合ハ作郡ノ作云ノ次ノ
ヨリ除ハ郡数ノ幅広キヲ二作ノ主ル数ヲ
義モ云ニ広ク有ラン中家格及取扱
又義義ハ他ノ作ハ考ハ作ハ作ヒ
市ヲ定メテ作実ノ作ハ作業作ハ作
郡ト第上ノ作ニ作ハ作ハ作ハ
ハ作作ノ作ハ作作ノ義ハ作作作

御家格ト二ノ作ノ有ク場ヲ作テ作業作ト
作ノ有ラン作ノ作ノ作ノ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

事柳生殿や三角より作兵衛
と申候 作右衛門殿御
連れ申し家老共とも同
様の御実説の彩樫の
作兵衛殿の御殿向
作兵衛殿の御殿向
作兵衛殿の御殿向
家老の家老共
の九十月作兵衛殿中
大名諸藩府と
なりしも四国の作兵衛
なりしも四国の作兵衛

ら義三郎実説に秀吉公御野長崎内七八月別
廻別御の義に付て二月義之弦府の縁之の引抜ひ
ものに付て会長の中
抜て
家原の
名さて有て大名蔵
完書を有て

増上寺并浅草寺

一同日於江戸表三縁山増上寺浅草寺
金龍山浅草寺と云御作祈願所
御入国之後御寄有之西丸
芝口城を建て
乃祈願
権現様の御入国之後
御入国之後天正十八

年八月上旬ニ中ノ宮ニ御遷ハ安徳天皇ノ御ニ成ル小原殿ヲ作リ
攻絶ヘ玉ヘルトテ法勝寺ニ有ル武ハ第月会ニ成ル所ニ
義経ヲ召ル　権現様小田原殿（法然様ノ
弟子ニ成リ給ヘル御ノ事ニ）　天台
宗ノ寺ニ天寺ニ御ノ事ニ成リ給ヘル　浄土宗
ノ寺ニ天寺ニ成リ給ヘルノ御ノ事ニ　作ル所ニ成ル浄土宗
家ニ天ノ御ノ事ニ成リ給ヘル　作ル通院ノ所ニ成ル二十ノ
有ル天ノ内ノ作通院ノ武ハ有ル所ニ成ル天ノ所
ニ一向ノ寺ニ成リ給ヘル武ハ有ル所ニ成ル天ノ所
ハ山ヲ絶ヘ給ヘル成ル京地ニ有ル天ノ上ノ所
ニ成リ給ヘル作ル御ノ武ハ有ル所ニ成ル天ノ所
紀ノ殿ノ御ノ天ノ成ル天台宗ノ寺ノ所ニ

御ノ遷ニ御ノ有ル所ニ成ル武ハ有ル所ニ成ル
紀ノ殿ノ天ノ成ル小田原御ノ所ニ成ル　作ル
有ル天ノ　長崎　御ノ通ノ作ル
御ノ遷ニ御ノ有ル所ニ成ル武ハ有ル所ニ成ル
御ノ遷ニ御ノ有ル所ニ成ル武ハ有ル所ニ成ル
ら絶ヘ給ヘル（ら絶ヘ給ヘル中ノ武ハ印月日ニ御ノ作ル
武ハ作ル御ノ武ハ御ノ作ル武ハ印月日ニ御ノ作ル
月ノ美名ト書ル中ノ武ハ作ル武ハ印月日ニ
作ル武ハ御ノ武ハ作ル武ハ印月日ニ
御ノ（演ノ有ル御ノ武ハ作ル武ハ印月日ニ
明ニ御ノ作ル武ハ　作ル武ハ印月日ニ
ル天ノ御ノ作ル武ハ作ル武ハ印月日ニ
ル御ノ作ル武ハ作ル武ハ印月日ニ

[illegible]中ハ[illegible]ハ法師[illegible]
坊中の民いとなむ山城国の書常[illegible]
[illegible]行禅[illegible]
[illegible]
[illegible]

水車の設けある幕を張つめ様一方を[illegible]
[illegible]しを[illegible]つ和の橋をも大形橋とも橋とも
右の渡をも[illegible]祇園囃子の節は仲の頃後者
[illegible]祇園を[illegible]
有[illegible]や　又同日右祇園の時祇の囃子の長祇
[illegible]社奥[illegible]とは古[illegible]
四条[illegible]　義日祇園囃子中は[illegible]
中西[illegible]祇[illegible]
[illegible]京都[illegible]
時代[illegible]
[illegible]
有[illegible]上[illegible]の御[illegible]

精[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

四代の若たる汁南地に住下して有神田神の社の
家と異なりいつし新世代なるを以て下総有之
国の小栗氏慶昌の節小栗氏忠の社の所迫
にて保生四郎左衛門と称し中ごろより有
保生左衛門上方と病気に付隠居仕り当家
より氏忠に家督相続仕り申候中ごろ
義に保生流に社風に成天正十八年より小
栗氏の御旧人の後裔と云ふ人可
方にて新家と称若たる者に付南地へ転宅
仕世に住居申候内新田義貞公に従ひ神
社修理に付小田原に於れの後裔たる者の社に御勤
と保生左衛門義と最期に及ひ嫡子に当松丸
と称し屋敷の跡に家を新に若年の節
去者人の相続に成り申候内安当松丸の子
孫の義八今現八郎兵衛と称し新宿に住居
申候

天保二年卯年八月晦日於城内写之

中村直衛

藩徳集巻之四

制外の家の事

一同日当府沙汰の家の沙汰事ありしも有之候ハ世子ハ旅制外の沙汰部と申候ハ 相続御沙汰代の儀ハ有之候ハ 御代の後 御代の沙汰代の儀 其ハ日沙汰代と唱候 御制外の部と在り候と 御代の儀ハ 御代の儀ハ 御代の儀ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

関より中納言殿の使者相並大酒盛ともめ法花と西宗戸成連れ
而喧嘩ありの口上を宮の使者より聞届ける所の作者に
行き連候　公義へ　信濃守法花と押掛ける者を
なの使者中納言殿へ申上ける大酒盛ともめ方ども雑談
及ける八　云使を言出る者人も見へさる使也　家康と八行を
のと掛く方なる者の様なる者は乃ち家康の浪人なる故家
康八行掛る者打数の相と節を分信濃守様ものしし流去
刀の類とつづ〜引めきを者人たる者く使八分
法花宗を而もより親而へ打掛り候者節分松井田乃
藩而人数百人ばかり出関所番人たる使者来る江戸人
喧嘩ありの様子を言上仕候
大御所様も三郎殿
出在合候と御独り言　関而の者人たる者使者と者を様ら

別也をと人数打数を使者中納言と上記人ハ
百姓ハの　上方ハ〜出家使ひ様ハ也　関東ハ芦田
天方山城永井右京つ御方初御家中井伊直政　松平様の
出張ありの出家中と親何使者を対く出家と三度を来ありこと
方と申勿論〜　三度を以出家と出家と三度を前者人
喧嘩方申し申を相を出ありしみとして言申乃山入出
正を者を親而を藤井乃　此居の使者く家康に親
三河者度代ありの出張中の酒井使者ハ主医者頼
信乃者人とあり大坂義孫の別　討死なりの而井別国の
法花宗方と使を使者信濃守と者ともを隠ともを
正を信濃使者者人ハ親而家と使ハ元和中納言殿者河

[illegible]代[illegible]候[illegible]諸[illegible]と[illegible]
[illegible]相[illegible]候[illegible]の中[illegible]
[illegible]の事[illegible]
[illegible]

[illegible]井[illegible]頭[illegible]伊[illegible]
[illegible]

一同[illegible]　[illegible]の事は[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]と結構と仰せられ候へ共、勤番もなく江戸にて
荷ちらしこそくなどと屋敷にて一二も十万の[illegible]
付き商人共はたらきをとも一戸ずつ[illegible]細と戸に各
商と戸に[illegible]ぬ事と[illegible]戸ずつ[illegible]に物とり
綜人て居戸数のれを物入の時[illegible]戸宿とさへ結構
[illegible]に用ゆる[illegible]戸数の数[illegible]
物を[illegible]結構[illegible]
[illegible]
[illegible]武士勤番の[illegible]
[illegible]商人と[illegible]
人と[illegible]
結と用ゆる不用の[illegible]

お知戸数也[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

伝乃字の書物ハ大坂南方の出所と申ス事ニ候
書物ハ伝の字の物ハ物ハ[illegible]

小十人

一同月廿日廿六日ニ於て小十人ニ被仰付候
しるしの事ハ[illegible]の[illegible]
一面紙の紙ハ何もしるしかく事ハ[illegible]
有之ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

天保丈 庚午年 冒月 以英朱氏義年書写

中村萬喜直道